

保 育 課

港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部改正について

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、港区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例（以下「条例」という。）の規定の一部を改正します。

※家庭的保育事業等

家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4事業のことです。

1 改正理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第49号）が平成31年4月1日に施行され、保育所等との連携及び連携施設についての要件が緩和されたことに伴い、条例の規定の一部を改正します。

2 改正内容

（1）保育所等との連携

家庭的保育事業者等による卒園後の受皿に係る連携施設の確保が著しく困難であると区長が認める場合は連携施設を確保しないことができることとします。

ただし、家庭的保育事業者等は入所定員が20人以上の企業主導型保育事業に係る施設又は地方自治体が運営費支援を行っている認可外保育施設であり、区長が適当と認めるものを卒園後の受皿の提供に係る連携協力を行う者として適切に確保する必要があります。

（2）連携施設に関する特例

3歳児以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所について、区長が認める場合は連携施設を確保しないことができることとします。

3 施行期日

公布の日